

## ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第2期）（案） について

### 第2期プログラムの策定(案) 概要

#### 1 第2期プログラムの策定に係る基本的な考え方

- ◆ これまでのプログラムを基本とし、第2期プログラムの策定の趣旨及びプログラムの期間の見直しを行います。
- ◆ 第2期プログラムの体系については、これまでどおり3つの基本施策に区分し、それぞれに該当する事業を設定します。
- ◆ これまでの事業実績と施策の評価を踏まえて、第2期プログラムにおける成果目標や事業の見直しを行います。

#### 2 具体的な見直し内容

##### (1) 「策定の趣旨」について

第2期プログラムを策定し、改めて、食の安全・安心の確保と県民の食品に対する不安解消を図るための取組が必要であることを示しました。

##### (2) 「プログラムの期間」について

平成27年度から平成29年度までの3カ年とします。

##### (3) 新規事業と廃止事業について

基本施策1の「安全な農林水産物の生産と供給」に関わる施策において、「ふくしま園芸パワーアップ事業」を、新たに「元気な産地づくり推進事業」に見直し、実施いたします。

なお、事業の目標が達成されたことなどから、基本施策1の「農薬適正使用推進事業（生産段階における残留農薬の確認）」と基本施策3の「食の安全・安心推進事業」は、廃止します。（資料4のとおり。）

##### (4) 成果目標の設定について

###### ◆ 基本的な成果目標の設定の考え方

- 代表指標は、第1期プログラムと同じ数値目標とする。
- 評価のための現況値の設定は、直近の実績である平成26年度実績とする。
- 最終年度（平成29年度）の目標値の設定は、県の最上位計画である「県総合計画～ふくしま新生プラン～」及び各部局の事業計画を踏まえながら、各事業担当課が、県民の視点に立った実現可能な数値とする。

###### ◆ 新たな成果目標の設定について

基本施策1の「食品表示の適正化の推進」及び「食の安全を確保するための検査体制の充実」に関わる施策の成果目標について、新たな成果目標を設定します。（資料4のとおり。）